

令和元年度

指定管理者監査結果報告書

( 社会福祉法人 療育・自立センター )

寝屋川市監査委員



# 指 定 管 理 者 監 査

## 1 監査の目的

指定管理者監査を実施することにより、本制度の目的が適切に達成されているかどうかについて検証し、更に制度導入効果の向上が図られることを目的とする。

## 2 監査の対象

### (1) 指定管理者

社会福祉法人 療育・自立センター

### (2) 公の施設

寝屋川市立すばる・北斗福祉作業所

### (3) 所管課

福祉部 障害福祉課

## 3 監査の範囲

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者の社会福祉法人療育・自立センター（以下「療育・自立センター」という。）に行わせた平成30年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象として実施した。

また、所管課の指定管理に係る事務についても監査の対象とした。

## 4 監査の期間

令和元年11月12日から令和2年1月15日

## 5 監査の方法

監査に当たっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、指定管理者及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類の照合、点検、計数確認などの方法により実施した。

### (1) 協定書の記載内容等について

### (2) 協定書及び仕様書に基づく業務の適切な実施について

- (3) 協定書及び仕様書に基づく第三者への再委託について
- (4) 作業記録・日報・月報や事業報告書の内容について
- (5) 現金の管理について
- (6) 個人情報の管理について
- (7) 自主事業の収納手続、出納関係帳簿及び領収書の整備・保管について
- (8) 施設の安全対策について
- (9) 公の施設の管理に係る関係法令等の遵守について
- (10) 利用者へのサービス向上のための具体的な努力・方策について
- (11) 経費節減について
- (12) 住民の平等利用の確保について
- (13) その他

## 6 指定管理者の概要

- (1) 団体の名称等  
社会福祉法人 療育・自立センター  
大阪府寝屋川市大谷町7番1号  
理事長 大西 正禮
- (2) 選定方法  
寝屋川市立療育・自立センター条例第10条の規定に基づき選定
- (3) 指定の議決  
平成27年12月市議会定例会
- (4) 指定の期間  
平成28年4月1日～令和3年3月31日（5年間）

## 7 施設の概要

- (1) 名称  
寝屋川市立すばる・北斗福祉作業所（以下「すばる・北斗福祉作業所」という。）
- (2) 所在地  
寝屋川市大谷町7番1号

### (3) 指定管理者が行う業務

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく以下の事業

- ア 障害者の生活介護に関すること。
- イ 障害者の就労移行支援に関すること。
- ウ 障害者の就労継続支援に関すること。
- エ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

### (4) 施設

- ア 開 設 昭和61年4月
- イ 構 造 鉄骨造 平屋建
- ウ 敷地面積 5,021㎡
- エ 延床面積 1,963.575㎡
- オ 施設内容 作業室（6部屋）、生活訓練室、相談室、機能訓練室、  
医務室、会議室、食堂、調理室、利用者更衣室、職員更衣室、  
シャワー室、利用者便所、来客用便所、事務室、ホール、  
駐輪場等及びこれらの施設に伴う関連施設

## 8 利用の状況

在籍者の5年間推移は、表1のとおりである。すばる・北斗福祉作業所の定員は90人であり、在籍者数は75人前後で推移している。なお、平成31年3月1日現在における在籍年数及び障害支援区分は、表2のとおりである。

また、過去5年間の退所理由は表3のとおりである。退所者の利用区分のうち就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業についてみると、平成26年度で退所者16人中5人、平成27年度で13人中3人、平成28年度で8人中1人、平成29年度で9人中2人、平成30年度で6人中3人が就労を理由とする退所となっており、毎年、利用者を就労に繋げている。

表1 在籍者数推移(平成26年度～平成30年度)

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入所者	15	19	16	16	11
退所者	35	25	12	16	10
在籍者	79	73	77	77	78

※各年度3月末日現在

表2 在籍年数および障害支援区分

(単位：人)

年数	人数	%	小計	障害支援区分							
				6	5	4	3	2	1	未	
18年目	1	1%	51%	1							
17年目	1	1%		1							
16年目	0	0%									
15年目	0	0%									
14年目	0	0%									
13年目	0	0%									
12年目	0	0%									
11年目	5	5%			1	2		2			
10年目	3	4%			2		1				
9年目	6	9%			4	1		1			
8年目	10	12%			4	2	3	1			
7年目	7	9%			1	2	1	3			
6年目	5	9%			2	1	2				
5年目	8	10%	49%	2		2	2	2			
4年目	9	11%		1		5	1	1		1	
3年目	8	10%		1	1	2	4				
2年目	8	10%		3	1	2	1			1	
1年目	7	9%		2	1	1	1	1		1	
合計	78			25	11	19	16	4		3	
				32%	14%	23%	21%	6%	0%	4%	

※平成31年3月1日現在

表3 退所理由(平成26年度～平成30年度)

(単位：人)

年度	区分	他施設へ	家の都合	転居	就労	事業変更	その他	計
平成26年度	就労移行支援事業	3	1		2	1		7
	就労継続支援B型事業	2	2		3	2		9
	生活介護事業	12	3	2		2		19
	計	17	6	2	5	5	0	35
平成27年度	就労移行支援事業	1		1	2	1		5
	就労継続支援B型事業	1			1	6		8
	生活介護事業	10		1		1		12
	計	12	0	2	3	8	0	25
平成28年度	就労移行支援事業		1		1	3		5
	就労継続支援B型事業		2			1		3
	生活介護事業	1	1			2		4
	計	1	4	0	1	6	0	12
平成29年度	就労移行支援事業	2			2	3	1	8
	就労継続支援B型事業					1		1
	生活介護事業	2	2	1		2		7
	計	4	2	1	2	6	1	16
平成30年度	就労移行支援事業				3			3
	就労継続支援B型事業	1				2		3
	生活介護事業	1	1	1			1	4
	計	2	1	1	3	2	1	10

※各年度3月末日現在

就労移行支援事業：一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの。

就労継続支援B型事業：一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行うもの。

生活介護事業：常に介護を必要とする人に、介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの。

9 収支の状況

平成30年度決算の内容は、表4のとおりである。

表4 平成30年度決算

(単位：円)

内 容		決算額	予算額	差 引	
収 入	自立支援給付費	183,324,074	199,600,000	△ 16,275,926	
	市委託料	20,000,000	20,000,000	0	
	寄附金	2,345,000	2,000,000	345,000	
	繰入金	3,500,000	3,000,000	500,000	
	雑入	3,199,904	4,180,000	△ 980,096	
	その他	5,011,443	5,650,000	△ 638,557	
	利用者給食費収入	4,957,900	5,550,000	△ 592,100	
	利用者負担金収入	53,543	100,000	△ 46,457	
	自主事業収入	13,824,172	12,990,000	834,172	
小計 (a)		231,204,593	247,420,000	△ 16,215,407	
支 出	人件費	178,374,790	184,675,000	△ 6,300,210	
	常勤職員	126,737,258	135,445,000	△ 8,707,742	
	非常勤職員	27,266,353	25,000,000	2,266,353	
	福利厚生費	24,371,179	24,230,000	141,179	
	旅費	215,010	310,000	△ 94,990	
	一般消耗品費	339,091	570,000	△ 230,909	
	燃料費	1,607,008	1,430,000	177,008	
	印刷製本費	662,795	570,000	92,795	
	光熱水費	5,005,138	5,300,000	△ 294,862	
	修繕料	3,308,895	4,000,000	△ 691,105	
	賄材料費	8,959,309	9,370,000	△ 410,691	
	医薬材料費	145,327	185,000	△ 39,673	
	教材費	696,062	735,000	△ 38,938	
	被服費		290,000	△ 290,000	
	電話料	378,789	369,000	9,789	
	郵便料	52,076	51,000	1,076	
	広告料	241,920	160,000	81,920	
	手数料	231,536	430,000	△ 198,464	
	保険料	708,940	1,220,000	△ 511,060	
	委託料	1,916,153	2,300,000	△ 383,847	
	賃借料	1,023,508	1,250,000	△ 226,492	
	原材料費	8,803,634	9,140,000	△ 336,366	
	備品購入費	3,036,955	5,220,000	△ 2,183,045	
	公課費	2,400	50,000	△ 47,600	
	その他	2,361,491	6,805,000	△ 4,443,509	
	積立金	200,000	3,000,000	△ 2,800,000	
	繰入金	1,215,000	1,215,000	0	
	雑費	946,491	2,590,000	△ 1,643,509	
	自主事業費	15,823,766	12,990,000	2,833,766	
	小計 (b)		233,894,593	247,420,000	△ 13,525,407
	収支額 (a) - (b)		△ 2,690,000	0	△ 2,690,000



平成30年度決算が赤字となっているが、これは、利用者の減少に伴う自立支援給付費の減によるものである。

すばる・北斗福祉作業所は、通過施設であることから、年度内の利用者の増減が一定生じる施設である。

## 10 監査の結果

監査の結果を総合的にみると、事務の執行については概ね適正と認められた。

しかし、一部に検討・改善を要する事項が見受けられたので、以下に記述する監査結果を踏まえて、一層適正な事務の執行に努められたい。

なお、軽易な事項については、それぞれ口頭での個別の指導も併せて行った。

### (1) 療育・自立センターに対する指摘

協定書において、事故等が発生したときは直ちに対応を行うとともに、市にその状況を報告するものとされているが、一部市への状況報告がなされていないものがあった。

また、仕様書において、職員は写真入りの名札を着用することとなっているが、写真入りの名札では無かった。

市と指定管理者の双方で交わした協定書及び仕様書の事項について、適切に対応されたい。

### (2) 障害福祉課に対する指摘

ア 協定書において、事故等が発生したときは直ちに対応を行うとともに、市にその状況を報告するものとされているが、一部市への状況報告がなされていないものがあった。

また、仕様書において、職員は写真入りの名札を着用することとなっているが、写真入りの名札では無かった。

市と指定管理者の双方で交わした協定書及び仕様書の事項について、適切に対応されたい。

イ 指定管理事業と自主事業があるが、指定管理者制度導入施設に対する実績検証票における収支状況において、指定管理事業と自主事業が混在しているため、収支を明確に区分して記載し、実績検証をされたい。

## 11 むすび

検討・改善を要する事項は以上のとおりであるが、療育・自立センターは、心身障害児者の福祉の増進並びに日常生活活動及び社会的自立の促進に努めている。

すばる・北斗福祉作業所は、利用者の就労など多様な支援を進めることで、安定した施設運営を行っていると考えられる。一方で、利用年限のある施設という性質上、長期在籍利用者の進路先をいかに確保していくかという課題がある。

今後も、引き続き、就労の場・生活の場を確保する障害者自立支援施設としての役割を果たしていくよう努められたい。